

## 令和8年度平川市国民健康保険脳ドック助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、平川市国民健康保険条例（平成18年平川市条例第113号）第7条第1項の規定による保健事業の一環として、国民健康保険被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療の促進並びに健康の増進を図り、被保険者の健康管理及び負担軽減に資するため、脳ドック検診の費用の助成を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「脳ドック」とは、医療機関において脳ドックとして実施している検査をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 検診日現在、当市国民健康保険被保険者であって、別に定める年齢の被保険者であること。
- (2) 市が委託する医療機関で、脳ドック検診を受診すること。
- (3) 国民健康保険税に滞納がない世帯に属している者であること。

2 前項の事業の検診項目については、次のとおりとする。ただし、受診できない検査項目があった場合は除くものとする。

検査項目
MR I 検査
血液検査
血圧測定
頸部血管超音波検査又は頸部MR A
その他市長が必要とした検査

### (助成額)

第4条 助成の金額は、市が委託する医療機関の検診費用に対して、3万円を上限に、予算の範囲内で別に定めるものとする。

### (助成の決定)

第5条 助成を受けようとする者は、市長に対し脳ドック検診の申し込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込があったときは、被保険者資格の確認をした上で、助成の可否を決定しなければならない。この場合において、申込者が多数のときは、助成を行う者を先着順で決定するものとする。

(届出)

第6条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた者で、脳ドック検診を受診できなくなったときは、速やかにその旨を市長に届出しなければならない。

(助成の方法)

第7条 助成は、現物給付により行うこととする。

2 助成の決定を受けた者は、国民健康保険資格確認書等の提示及び市が委託する医療機関が指定するものを提出のうえ脳ドック検診を受診し、脳ドック検診の費用から助成金を控除した額を委託する医療機関へ支払うものとする。

3 前項の場合において、市長は当該医療機関からの請求により、同機関へ助成金を支払うものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により、医療機関は毎月、市へ請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該医療機関に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(健康相談等)

第10条 市長は、健康の維持増進を図るため、この事業の脳ドック検診を受診した者に対して、検診の結果により健康相談等を実施することができる。

附 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。